

令和6年度 鳥取県会計年度任用職員（農業技術員・果樹） 採用試験募集案内

◆鳥取県園芸試験場◆

〒689-2221 東伯郡北栄町由良宿2048 電話(0858)37-4211

ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/engei/>

1 受付期間・試験日時・試験会場・合格者発表日

受付期間	<p>随時募集しています。</p> <p>◎持参、郵送どちらでも申し込みできます。</p> <p>◎持参による場合の受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで (土・日曜日、祝日は閉庁日のため受け付けておりません。)</p>
試験日時	<p>筆記試験・実物鑑定試験・人物試験を随時実施します。</p> <p>◎試験日時は受験者と調整して実施します。</p>
試験会場	<p>鳥取県園芸試験場(東伯郡北栄町由良宿2048)</p>
合格者発表日	<p>試験日から3営業日以内に受験者へ合否通知を郵送します。</p>

2 募集職種・採用予定者数・職務内容・配属先

職種	採用 予定者数	職務内容	配属先
農業技術員	1名	<ul style="list-style-type: none"> ・梨の花粉採取、摘らい、摘花、摘果等の作業、果樹の樹体調査や果実調査等、 ・梨の新品種育成のための除雄・交配作業、交雑実生苗の管理作業、病害検定等 ・果樹の栽培管理、収穫等 ・試験研究調査補助（分析、集計、病害虫調査等） ・試験場内環境整備作業等 	園芸試験場 果樹研究室

3 受験資格等

- (1) 年齢、性別を問いません。
- (2) 必要な資格、免許等
 - ・普通自動車運転免許(AT限定可)を有していること。
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条等の規定により地方公務員となることができない人は受験できません。
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人。
 - ・鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人。
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人。
 - ・地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者
- (4) 日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人又は採用日前日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。

4 求める人材

- ・園芸に関する一般的知識を有している方
- ・園芸（果樹）に係る日常的な農作業経験がある方

5 試験内容

試験種目	配点	内 容
筆記試験	30点	職務内容に関する筆記による専門試験（約30分）
実物鑑定試験	20点	職務内容に関する実物鑑定による専門試験（約10分）
人物試験	50点	個別面接による人物についての口述試験（約20分）

6 任用期間

採用日～令和7年3月31日（予定）

7 勤務条件（予定）

給 与	<p>○報酬 月額 9,190円 ※採用前の職務歴によっては加算される場合があります。 ※県一般職の給料月額の変更に準じて改定するため、任期途中で改定する場合があります。</p> <p>○期末勤勉手当（任用期間が6月以上で基準日（6月1日・12月1日）に在職する場合） 期末手当：報酬の月額相当額の2.21月（6月期：1.105月分、12月期：1.105月分）</p> <p>勤勉手当：勤務成績に応じて支給 ※在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。 ※県一般職の期末勤勉手当の変更に準じて改定するため、任期途中で改定する場合があります。</p> <p>○費用弁償（通勤手当） 支給あり ※通勤距離片道2km以上の場合に支給します。 交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、通勤回数に応じた安価な方の額により、1月当たり55,000円を限度額として支給します。 自家用車等利用者は、使用距離に応じて、月額1,295円から40,557円までの範囲内で支給します。 ※制度改正があった場合は、それによります。</p>
福 利	健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険（※加入条件を満たす場合に限り。）
休 暇	<p>公民権の行使、忌引、産前・産後（各8週）などの特別休暇があります。 ※有給休暇と無給休暇があります。</p>
勤務日及び勤務時間	<p>(1) 勤務日数 月17日 原則として、国民の祝日及び年末年始の県の閉庁日（12月29日から1月3日）を除く月曜日から金曜日のうち、月に17日 （ただし、業務の状況により土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始の県の閉庁日にも振替勤務を指示する場合があります。）</p> <p>(2) 勤務時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p>
任用の期間	従業務務が翌年度も継続された場合に限り、勤務成績その他の事情を踏まえ、翌年度も引き続き任用が更新されることがあります（再度の任用4回まで）。

8 受験申込手続

提出書類等	別紙の「採用試験申込書」に顔写真を貼り付け、受付期間内に申込先へ持参又は郵送により提出してください。
申込み先	鳥取県園芸試験場 〒689-2221 東伯郡北栄町由良宿2048 電話 (0858)37-4211
受験票	受験票は交付しません。 ※試験当日には運転免許証など写真付きの身分証明書を必ず持参してください。

※提出書類等は返却しませんので、あらかじめご承知ください。

【申込書の記載方法】

- (1) 記載事項に不正があると受験が無効となる場合があります。
- (2) 連絡先は、棟、号室まで正確に記入してください。携帯電話のある場合は、その番号も記入してください。
- (3) 「最終学歴」欄には、最終学歴だけを記入してください。
- (4) 農作業経験、県での勤務経験、職歴の欄には、該当する番号及び項目を○で囲んでください。

9 合格者の決定方法

- (1) 筆記試験、実物鑑定試験及び人物試験の得点を合計した得点で決定します。
- (2) ただし、それぞれの得点が一定の水準に満たない場合は合計得点にかかわらず不合格とします。

10 合格者の発表

受験者全員に合格・不合格の結果を文書で通知します。

11 試験結果の開示

- (1) この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）第14条第1項の規定により、指定された窓口で開示を請求することができます。
 - ① 開示請求ができる者：受験者本人
 - ② 開示の内容：筆記試験、実物鑑定試験、人物試験の得点、合計得点及び順位
 - ③ 開示期間：合格発表日から1月間
 - ④ 開示場所：鳥取県園芸試験場
- (2) 開示請求に関する手続きについては、受験者本人が運転免許証等により本人が確認できる物を持参し、直接開示場所へおいでください。電話、はがき、電子メール等による請求は開示できませんので注意してください。
- (3) また、可否の通知とは別に、希望者には郵送により試験悔過を通知しますので、希望される方は、試験当日に110円切手（郵便料金の改定があった場合は改定後の料金分の切手）を貼った宛先明記の通知用封筒〔定型長3（23cm×12cm）〕を持参してください。その他、開示請求に関する質問は、鳥取県園芸試験場までお問い合わせください。

12 試験に関する注意事項

- (1) 試験当日は、集合時刻までに受付を終了してください。集合時刻に遅れた場合は、原則受験できません。
- (2) 受験の際は、運転免許証など写真付きの身分証明書を持参してください。
- (3) 施設、敷地内での喫煙は禁止します。

13 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、合格決定通知書の発送及び採用手続き以外には利用しません。

14 その他

その他不明な点がございましたら、鳥取県園芸試験場（電話 0858-37-4211）にお問い合わせください。

【会場地図】

